



名保幼第232号
令和3年6月4日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第11報）
（新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言区域」の指定に伴う保育所等の
対応について）

保護者の皆さまには、日頃より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第10報）」（令和3年5月25日付け名保幼第204号）により、保護者の皆様に家庭保育の協力をお願いしてきたところですが、本県における新型コロナウイルス感染拡大は深刻であり、これまでに経験したことがない程のスピードで感染が拡大している状況にあります。本市におきましても市内の複数の保育施設等から感染者の報告があり、市内保育施設等においても感染が拡大していることから、今後の感染拡大防止のさらなる徹底を図る必要がございます。

併せて、保育施設等は、どうしても3密（密閉・密集・密接）を避けることが困難な状況にあり、保育士等は自分が感染したり、園児に感染を上げないかなどの不安やリスクを抱えながら保育を行っており、また、市民の社会生活基盤を維持するためにも、保育施設等の機能維持が大変重要となっております。

そのため、沖縄県の方針（「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（令和3年6月3日改正））にならい、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育について最大限のご協力を頂き、登園自粛のご協力をお願いします。

保護者の皆様におかれましては、本趣旨をご理解頂き、感染拡大防止にご協力をお願いします。

記

登園自粛要請期間：令和3年6月8日（火）から令和3年6月20日（日）まで

※上記の期間につきましては、今後の新型コロナウイルス感染状況により随時変更等がありますのでご注意ください。変更等がありましたら改めて市ホームページ等でお知らせします。

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）